## 杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針

平成 29 年 12 月 1 日 仙 台 市

「杜の都・仙台」は、豊かな緑や広瀬川の清流など美しい自然に恵まれ、その素晴らしい 環境を、先人の時代よりこの地に住まう人々が大切に守り育んできた。

しかしながら、昨今、仙台港周辺において石炭火力発電所の建設が相次ぎ、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟を含め、周辺環境への影響を懸念する声が上がっている。

「杜の都・仙台」の良好な環境を保全し将来へと継承することは、本市の重要な責務であり、石炭火力発電所に対する姿勢を明確に示すため、ここに「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定する。

本市は、市民協働の下、当該方針を的確に運用し、低炭素型で自然と共生する良好な都市 環境を後世に向けて守り抜いていく。

## 1 対象となる事業

石炭火力発電所

## 2 対象となる区域

市内全域

## 3 指導方針

- (1) 本市域内へのさらなる石炭火力発電所の立地については、自粛するよう強く求める。
- (2) 仮に本市域内への立地を検討する場合には、以下の手続きを踏むよう強く求める。
  - ① ゼロ・オプションを含めた複数の計画案を作成し、それぞれの環境影響について 予測・評価すること。
  - ② ①について公表するとともに、説明会の開催や市民等からの意見聴取を行うこと。
  - ③ ①及び②の結果について、環境影響評価審査会に報告し、意見を聴くこと。 市長は、上記の手続きの結果を踏まえ、当該石炭火力発電所の立地に関し、必要な意 見を述べる。